

もしもの時にお役にたちたい!

入院は一日目から保障!
日帰り入院や日帰り手術も保障します

日常生活から海外旅行中の
病気やケガの入院・手術を保障します!

A~Fタイプでは毎月の共済掛金に60円をプラスするだけで先進医療特約を付けられます!

「先進医療」とは、療養を受けた日現在、健康保険法等に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定めている先進医療をいいます。
(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)

※先進医療を受けた時、通算1,000万円を限度に技術料実額をお支払いします(当会がお支払いする
先進医療共済金の額は、先進医療特約が付帯された全共済期間を通じ1,000万円を限度とします)

葬祭費用特約付きプランも選べます!

※病気やケガで死亡した時、200万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします

しっかり医療ガードプランは
医療共済とがん共済のセットで保障します!

※がんによる入院・手術の場合、医療共済とがん共済からそれぞれ支払われます

ご加入特典



24時間健康相談等のメディカル
総合サービス「ハロー健康クラブ24」

1 24時間電話健康相談サービス

健康相談 医療相談 育児相談 介護相談
メンタルヘルス相談 医療機関の情報提供

病気や体調についてはもちろん、育児や介護、メンタルヘルスなど、健康生活に関する様々な問題について、ご相談をお受けしています。医師、保健師、看護師等、経験のある相談スタッフが、24時間年中無休で対応いたします。

ハロー健康クラブ24

※ハロー健康クラブ24は提携会社であるティーベック株式会社がご提供します。※利用条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、詳しくはご加入後ご利用の際「ハロー健康クラブ24」にお問い合わせください。

2 専門医による電話相談(予約制)

事前予約により各分野の専門医に相談いただけます。

3 メディカルナビゲーション

*医療総合保障共済(全タイプ)ご加入者(被共済者)のみ
対象となります。
医療カウンセリングのプロが悩みを直接お聞きし、医師や医療機関との提携ネットワークとデータベースを活用して、セカンドオピニオン手配サービス、「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス、受診手配サービス等、状況に合わせた選択肢をご提案します。

医療総合保障共済の保障内容

共済金の種類	共済金をお支払いする場合	お支払い額
医療 共 済	a 傷害入院 共済期間中に傷害を被り、その治療を直接の目的として病院または診療所に入院したとき	傷害入院共済金日額×入院日数 *1回の入院支払限度日数は365日 *70歳以上の方の通算支払限度日数は730日
	b 傷害手術 共済期間中に傷害を被り、その治療を直接の目的として病院または診療所で所定の手術を受けたとき *手術の種類によっては、回数の制限があります。*所定の手術とは、約款に定める①皮膚・乳房②筋骨③呼吸器・胸部④循環器・脾⑤消化器⑥尿・性器⑦内分泌器⑧神経⑨感覚器・視器⑩聴覚器・聴覚⑪悪性新生物(がん)における手術のほか、約款に定める①～⑩以外の手術および新生物根治放射線照射をいいます。	傷害入院共済金日額×給付倍率(手術の種類により10倍・20倍・40倍のいずれか) *時期を同じじして2種類以上の傷害手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。
	c 疾病入院 共済期間中に疾病を被り、その治療を直接の目的として病院または診療所に入院したとき	疾病入院共済金日額×入院日数 *1回の入院支払限度日数は365日 *通算支払限度日数は730日
	d 疾病手術 共済期間中に疾病を被り、その治療を直接の目的として病院または診療所で所定の手術を受けたとき *手術の種類によっては、回数の制限があります。*所定の手術とは、約款に定める①皮膚・乳房②筋骨③呼吸器・胸部④循環器・脾⑤消化器⑥尿・性器⑦内分泌器⑧神経⑨感覚器・視器⑩聴覚器・聴覚⑪悪性新生物(がん)における手術のほか、約款に定める①～⑩以外の手術および新生物根治放射線照射をいいます。	疾病入院共済金日額×給付倍率(手術の種類により10倍・20倍・40倍のいずれか) *時期を同じじして2種類以上の疾病手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。
	e がん診断 共済期間中に次のいずれかの状態に該当したとき①この契約が継続契約の場合において、初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの共済期間中に病理組織学的所見により初めてがんと診断確定されたとき(病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見によるものも認めることがあります)②共済期間中にて、診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき③原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたとき *共済金の支払いは、同一被共済者について共済期間を通じて1回に限り、最終の診断確定日からその日を含めて1年内には、共済金をお支払いできません。	がん診断共済金額 (A・DまたはGAタイプ180万円、B・EまたはGBタイプ120万円、CまたはFタイプ60万円)
	f がん入院 共済期間中にがんと診断確定され、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所に入院したとき	がん入院共済金日額×入院日数
	g がん手術 共済期間中にがんと診断確定され、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所で所定の手術を受けたとき *手術の種類によっては、回数の制限があります。*所定の手術とは①悪性新生物根治手術②悪性新生物温熱療法③ファイバースコープまたは血管・パケットカテーテルによる悪性新生物手術④その他の悪性新生物手術⑤悪性新生物根治放射線照射をいいます。	がん入院共済金日額×給付倍率(手術の種類により10倍・20倍・40倍のいずれか) *時期を同じじして2種類以上のがん手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。
	h がん退院後療養 共済期間中にがんと診断確定され、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所に継続して20日以上入院した後、生存して退院したとき(ただし、その入院の退院日からその日を含めて30日以内に、継続して20日以上入院した場合については、がん退院後療養共済金をお支払いできません)	がん退院後療養共済金額 (A・DまたはGAタイプ18万円、B・EまたはGBタイプ12万円、CまたはFタイプ6万円)
	i がん通院 共済期間中にがんと診断確定され、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所に継続してがん入院共済金が支払われる20日以上の入院をした場合、入院開始日の前日からその日を含めて30日以内に、継続して60日以内または退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間に入院の原因となったがんの治療を受けることを直接の目的として通院したとき	がん通院共済金額×通院日数 *1回の継続入院の通院支払限度日数は45日
特 約	j 重度入院一時金 共済期間中に傷害または疾病を被り、その直接の結果として次のいずれかに該当したとき①悪性新生物(がん)②急性心筋梗塞③脳卒中④脳挫傷⑤脊髄損傷⑥内臓損傷 *①共済期間中に悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、および③は共済期間中に急性心筋梗塞または脳卒中を発し、約款記載の所定の状態にあるが医師により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始したとき、④から⑥は共済期間中に傷害事故を原因とした脳挫傷または脊髄損傷あるいは内臓損傷と医師により診断され、その治療を直接の目的として事故が発生した日からの日を含めて180日以内に入院を開始したとき *以下のいずれかの場合は共済金をお支払いできません。(1)初年度加入時の共済期間(ご契約期間)の初日からその日を含めて90日(待機期間)を超過した日までがんと診断確定された場合(2)入院の原因になった身体障害を被った時が初年度契約の共済期間の開始時より前である場合*同一事故により複数の共済金支払事由に該当した場合は、いずれか1つ共済金のみとし、重複して共済金をお支払いできません。*もしいずれか1つの共済金を支払った場合には、同一共済期間中に他の状態に該当したときでも共済金をお支払いできません。*共済金支払事由に該当した日からその日を含めて1年内には、同一の共済金支払事由に該当しても共済金をお支払いできません。	重度入院一時金額 (Dタイプ60万円、Eタイプ40万円、Fタイプ20万円)
	k 退院後療養 共済期間中に傷害または疾病を被り、その治療を直接の目的として病院または診療所に継続して20日以上入院した後、生存して退院したとき	退院後療養共済金額 (Dタイプ6万円、Eタイプ4万円、Fタイプ2万円)
	l 先進医療 共済期間中に傷害または疾病を被り、日本国内において厚生労働大臣が定めている先進医療による療養を受けたとき *療養を受けた日現在、公的医療制度の給付対象となっている療養は除きます。	先進医療による技術料と同額 *当該共済期間以前において支払われた先進医療共済金と合わせ、支払限度額は合計1,000万円 *満69歳までの方が対象となります。
	m がん特定手術 共済期間中にがんと診断確定され、そのがんの治療を直接の目的として病院または診療所で特定の手術を受けたとき *特定の手術とは①胃全摘除術②片側肺全摘除術③食道全摘除術④片側腎全摘除術⑤膀胱全摘除術⑥人工肛門造設術⑦喉頭全摘除術(发声機能の喪失を伴うものに限る)⑧四肢切断術(手指・足指を除く)をいいます。	がん特定手術共済金額 (Dタイプ90万円、Eタイプ60万円、Fタイプ30万円) *時期を同じじして2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の高いいずれか1種類のがん手術についてのみお支払いします。
	n 葬祭費用 共済期間中に傷害または疾病を被り、その直接の結果として死亡し、親族が葬祭費用を負担したとき	葬祭費用共済金額(200万円)を限度とするその実費 *満69歳までの方が対象となります。

2025年5月1日以降 契約始期用

3つのプランと健康支援サービスで、
中小企業の福利厚生をサポート

医療総合保障共済

先進医療特約付もお選びいただけます!(しっかり医療ガード)



全日本火災共済協同組合連合会

しっかり医療ガードプラン

ミニ医療共済プラン

がん共済プラン

共済金の種類	保障タイプ 支払事由				
		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
医療特約	入院	けがや病気で入院したとき *入院1日目からお支払い *1回の入院支払限度日数は365日	1日あたり 6,000円	1日あたり 4,000円	1日あたり 2,000円
	手術	けがや病気で約款に定める手術を受けたとき *手術が重複した場合は、倍率の高いいすれか1種類をお支払い	1回あたり 6・12・24万円	1回あたり 4・8・16万円	1回あたり 2・4・8万円
	重度入院一時金	がん・急性心筋梗塞・脳卒中・脳挫傷・脊髄損傷・内臓損傷のいすれかの状態で入院したとき	—	—	—
	退院後療養	継続して20日以上入院した後、生存して退院したとき	—	—	—
	先進医療	先進医療を受けたとき *当該先進医療期間において支払われた先進医療共済金と合わせ、支払限度額は合計1,000万円 *満69歳までの方が対象	オプション 支払合計額 1,000万円	オプション 支払合計額 1,000万円	オプション 支払合計額 1,000万円
	がん診断	再発・転移を含め、がんと診断確定されたとき *共済期間を通じて1回限りのお支払い	180万円	120万円	60万円
がん	がん入院	がん治療を直接の目的として入院したとき *入院1日目からお支払い *入院日数に制限なし	1日あたり 18,000円	1日あたり 12,000円	1日あたり 6,000円
	がん手術	がん治療を直接の目的として約款に定めるがん手術を受けたとき *手術が重複した場合は、倍率の高いいすれか1種類をお支払い	1回あたり 18・36・72万円	1回あたり 12・24・48万円	1回あたり 6・12・24万円
	がん退院後療養	がん治療を直接の目的として継続して20日以上入院した後、生存して退院したとき	18万円	12万円	6万円
	がん通院	がん治療を直接の目的として継続して20日以上入院した場合に、入院前60日・退院後180日以内に通院をしたとき *1回の継続入院に対する通院支払限度日数は45日	1日あたり 9,000円	1日あたり 6,000円	1日あたり 3,000円
	がん特定手術	がん治療を直接の目的として約款に定める特定のがん手術を受けたとき *手術が重複した場合は、いすれか1種類をお支払い	—	—	—
医療・がん	葬祭費用	けがや病気で死亡し、親族が葬祭費用を負担したとき *喪費をお支払い *満69歳までの方が対象	オプション 200万円限度	オプション 200万円限度	オプション 200万円限度

標準タイプ		
Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1日あたり 6,000円	1日あたり 4,000円	1日あたり 2,000円
1回あたり 6・12・24万円	1回あたり 4・8・16万円	1回あたり 2・4・8万円

充実保障タイプ		
Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
1日あたり 6,000円	1日あたり 4,000円	1日あたり 2,000円
1回あたり 6・12・24万円	1回あたり 4・8・16万円	1回あたり 2・4・8万円

入院・手術タイプ		
MAタイプ	MBタイプ	GAタイプ
1日あたり 6,000円	1日あたり 4,000円	—
1回あたり 6・12・24万円	1回あたり 4・8・16万円	—

がんの基本保障タイプ	
葬祭費用特約付	葬祭費用特約付
GAタイプ	GBタイプ

ご契約の際のご注意

(1)クーリングオフ(契約申込の撤回等)制度
当会の医療総合保障共済は、共済期間が1年を超えるご契約は出来ません。

(2)告知義務
共済契約者は被共済者になる者には共済契約の締結に際し、当会が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」という)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合すでに発生している事故について、共済金をお支払いできません。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

(3)共済契約の無効
①共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または第三者に不法に共済金を取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。
②共済期間開始前に、被共済者ががんと診断確定されている場合は、ご契約は無効となります。

ご契約後の注意

(1)通知義務
共済契約者には、共済契約の締結後にご契約内容や告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、取扱代理所または取扱組合にご通知ください。

(2)共済金受取人の指定
ご契約後共済金支払事由が発生するまでは、共済金受取人を変更する(新たに指定する場合を含む)ことができます。この場合は必ず被共済者の同意が必要です。変更する場合は、取扱代理所または取扱組合までご連絡ください。

共済金をお支払いできない主な理由
(裏面「保障内容」表中a・b・c・d・j・k・l・m)

- 以下的事由により身体障害を被った場合

①共済契約または被共済者の故意または重大な過失②共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失③闘争行為④自殺行為または犯罪行為⑤麻薬、大麻、覚せい剤、あへん、シンナー等の使用⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動⑦核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故⑧前記⑤⑥に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 以下の事由による傷害

①無免許運転、酒気帯び運転中に生じた事故②地震もしくは噴火またはこれらによる津波またはこれらの事由に随伴して生じた事故もしくはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故③刑の執行④精神障害を原因とする事故
- アルコール依存および薬物依存による入院または手術
- むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、臨床検査および画像検査等により認められる異常所見をいいいます)のないもの

*1~4以外にも共済金をお支払いできない場合がありますので「約款」をご覧ください。

3つのプランの月払共済掛金表

年齢	しっかり医療ガードプラン		ミニ医療共済プラン		がん共済プラン		先進医療特約		
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ			
6~9歳	1,120円	1,150円	750円	780円	390円	420円	1,600円	1,070円	570円
10~14歳	1,250円	1,290円	850円	890円	430円	470円	1,740円	1,180円	620円
15~19歳	1,650円	1,750円	1,110円	1,210円	560円	660円	2,220円	1,530円	820円
20~24歳	1,710円	1,820円	1,140円	1,250円	580円	690円	2,330円	1,580円	860円
25~29歳	2,040円	2,140円	1,370円	1,470円	680円	780円	2,680円	1,820円	960円
30~34歳	2,350円	2,470円	1,570円	1,690円	780円	900円	3,040円	2,060円	1,090円
35~39歳	2,660円	2,830円	1,780円	1,950円	890円	1,060円	3,490円	2,400円	1,270円
40~44歳	3,310円	3,580円	2,210円	2,480円	1,100円	1,370円	4,430円	3,040円	1,650円
45~49歳	4,220円	4,640円	2,800円	3,220円	1,400円	1,820円	5,760円	3,970円	2,190円
50~54歳	5,810円	6,430円	3,870円	4,490円	1,930円	2,550円	8,020円	5,550円	3,090円
55~59歳	8,170円	9,180円	5,450円	6,460円	2,720円	3,730円	11,270円	7,850円	4,430円
60~64歳	11,640円	13,170円	7,770円	9,300円	3,880円	5,410円	16,000円	11,200円	6,360円
65~69歳	*15,600円	*18,010円	*10,400円	*12,810円	5,190円	*21,990円	*15,460円	*8,930円	
70~74歳	—	—	—	—	*6,820円	—	—	—	—
75~79歳	—	—	—	—	*8,820円	—	—	—	—
80~84歳	—	—	—	—	*9,860円	—	—	—	—
85~89歳	—	—	—	—	*11,340円	—	—	—	—

*部分の掛け金はご継続時の掛け金であり、新規のご加入はできません。
(Cタイプ以外にご加入の方でも、Cタイプ葬祭費用なしで満89歳までご継続いただけます。)

年齢によらず
+
60円
です。

※満69歳まで

年齢	MAタイプ	MBタイプ	GAタイプ	GBタイプ
	710円	490円	470円	320円
10~14歳	720円	500円	610円	430円
15~19歳	1,280円	890円	570円	420円
20~24歳	1,490円	1,030円	440円	330円
25~29歳	1,640円	1,130円	600円	440円
30~34歳	1,740円	1,200円	850円	610円
35~39歳	1,820円	1,270		